

法及び司法のすべての権限は、合衆国政府に付与され、琉球列島高等弁務官及び琉球列島米国民政府を通じて行使される。

本条……一部改正〔一九五八年七月改正七号〕

二、一、九 本法にいう「全琉球列島領域」とは、左記境界内のす

べての土地、岩石、岩礁、砂洲及び海をいう。

北緯二十四度・東経百二十四度四十分の点を起点として

北緯二十四度・東経百二十二度の点

北緯二十七度・東経百三十一度五十分の点

北緯二十七度・東経百三十三度の点

北緯二十八度・東経百三十一度五十分の点

北緯二十八度十八分を経て起点に至る。

北緯二十四度、東経二二二度  
北緯二十四度、東経二三三度  
北緯二七度、東経二三一度五〇分  
北緯三七度、東経一二八度一八分

北緯二八度、東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。

## 尖閣列島に対する警告板の設置に関する米琉往復書簡

### その一

陸軍省琉球列島米国民政府民政官室

一九六八年九月三日

親愛なる松岡主席殿

一九五四年二月十一日  
米国民政府布令第一二五号  
最終改正 一九六一年十二月八日 改正第一〇号

最近、琉球政府警察の巡視艇「チトセ」が尖閣列島を巡視したため、同列島内の南小島に不法入域した台湾の解体作業員は、同島から出て行った。聞くところによると、彼等は道具をたたんで琉球の領域を離れたとのことである。

今後この地域における不法入域をなくするために不定期に現場点検を行なう制度を確立すべきであると信ずる。そのためには、本官は軍の航空機が時々尖閣列島上空を飛ぶように手配中であります。貴政府警察当局が時々同列島を巡視するよう手配すれば、なお有効だと信する。混乱を防ぐため、お互いの巡視活動について絶えず連絡をとるべきことは勿論である。

左記境界内の諸島及び領海から成る。

北緯二八度、東経一二四度四〇分の点を起点とし

第六条 琉球列島

を知らないために偶然同列島に立ちに入る漁夫もあると思われる。つまり、尖閣列島に立ち入る場合に入域許可が必要であることをほんとに知らないで、事実領域侵犯があるということである。

このような誤解を少くするために、尖閣列島の各島、すなわち琉球列島の領土に上陸する者に対し、事前に琉球出入管理当局から入域許可を得ること、事前に手続をとらない場合には、琉球の法令に基づき起訴され、罰せられることを警告する恒久的な掲示を上陸しそうな地域の各見やすい場所に立てるよう提案したい。(勿論、琉球の領土に緊急入域を要する不可抗力な事情は考慮される。)この掲示は、英語・日本語および中国語の三ヶ国語で書いた方が有効だと思う。

貴提案を具体的に実効あらしめるために、本職は可能な限り適当な対策を講じ貴官の意に添うよう努める所存であります。

一筆付記させていただければ、貴書簡に示された軍の航空機による隨時警戒飛行計画が当政府警察局による警備艇の配置と合せて実施されれば幸いに存じます。

貴提案のその他の事項および当政府計画の実施については巡視艇の配置、警告板の設置保全など多額の経費を必要としますので貴官の絶大なるご配慮を御願いします。

敬具

民政官 スタンレー・S・カーペンター

琉球政府行政主席  
松岡政保殿

### その二

出総第一九九四号

一九六八年十月二十一日

琉球政府行政主席  
松岡政保

### その三

一九六九年三月二十八日

尖閣列島における警告板の設置について

琉球列島米国民政府  
公安局長 ハリマン・N・シーモンズ殿

琉球列島米国民政府

標題については一九六八年九月三日づけ民政官書簡に対して、當

琉球政府出入管理庁長